

県指定天然記念物「種子島のハナサンゴモドキ」について

1 文化財の概要

(1) 名称

種子島のハナサンゴモドキ

(2) 指定年月日

平成 31 年 4 月 19 日（鹿児島県教育委員会告示第 2 号）

(3) 所在地

種子島東海岸（馬立岩屋の海域及び大塩屋港港湾区域内の一部）、上ノ古田港内

(4) 所有者又は管理者

国（管理は鹿児島県及び中種子町）、西之表市

2 和名及び学名の改称

令和 5 年 12 月、日本造礁サンゴ分類研究会による検討の結果、「ハナサンゴモドキ」（学名 *Euphyllia paraglabrescens* Veron, 1990）は「タネガシマハナサンゴ」（学名 *Fimbriaphyllia paraglabrescens* (Veron, 1990)）に改称されました。

3 県指定天然記念物としての取扱い

「ハナサンゴモドキ」の和名と学名が改称されましたが、県指定天然記念物としての「種子島のハナサンゴモドキ」の名称は変更しません。今後、ハナサンゴモドキとタネガシマハナサンゴの両名称は同一の種を指すことになります。

【保護の対象】

種子島東海岸（馬立岩屋の海域及び大塩屋港港湾区域内の一部）及び上ノ古田港に生息している「タネガシマハナサンゴ」

※ 県指定天然記念物「種子島のハナサンゴモドキ」を無断で採取したり、傷つけたりした場合は、鹿児島県文化財保護条例第 39 条により、5 万円以下の罰金又は科料に処されますので、ご注意ください。



「種子島のハナサンゴモドキ」

(参考)

鹿児島県文化財保護条例（抜粋）

(現状変更等の制限)

第 34 条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，教育委員会の許可を受けなければならない。
ただし，現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りでない。

2 から 4 まで （略）

(刑罰)

第 39 条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をして，これを滅失し，損傷し，又は衰亡するに至らしめた者は，5 万円以下の罰金又は科料に処する。